



# 住宅宿泊事業制度 『民泊』が始まります

～地域と調和した健全な民泊が行われるよう～

**違法民泊はゆるさない！**

従来から在る宿泊サービスを有償で提供【通年可能】することを目的に建設（改築等）された建築物で行う“ホテル・旅館”や“保養所”、“民宿・ペンション”等の《旅館業》とは異なり、“戸建て住宅（別荘含む）”や“区分所有の共同住宅（リゾートマンション含む）”など本来、所有者自らが暮らすため若しくは特定の個人等へ賃貸借するため建設（改築等）されている家屋の全部又は一部を不特定の相手へ有償で宿泊場所として提供【年間最大180日可能】する住宅宿泊事業、いわゆる『民泊』が平成30年6月15日から全国一斉に始まります。

★箱根町内で民泊を営む場合には、従来からある《旅館業》同様、神奈川県小田原保健福祉事務所へ届出することが【住宅宿泊事業】関係法令等に規定されています。特に、国観光庁のホームページには「ガイドライン」が、神奈川県ホームページには「住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針」が、町ホームページには「民泊の手引き」がそれぞれ掲載されていますので必ずご確認ください。

★箱根町内で営まれている《旅館業》施設については、神奈川県ホームページに許可施設一覧が公表されています。また、住宅宿泊事業を行っている施設は標識を掲示することとなっています。  
（※【住宅宿泊事業】届出施設一覧の公表については、現在、県において準備中です。）

★神奈川県ホームページに公表されていない施設等（戸建て住宅やマンション等共同住宅の一室）へ頻繁に不特定多数の観光客等が出入りしていた場合には、違法民泊であることが疑われます。そのような場合には、次へ連絡・相談してください。

⇒ [神奈川県小田原保健福祉事務所（環境衛生課） ☎0465-32-8000]

⇒ [民泊コールセンター ☎0570-041-389 (ヨイミンパク)]

照会先 観光課（観光係）☎85-7410



### 総合的な支援を行う相談窓口

障がい児者やその家族の方の生活、障がい福祉サービスの利用など、いろいろな相談を町が委託している相談員が対応します。

また、月2回、役場およびさくら館で福祉相談会を開催します。

委託事業所 おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー（小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館1階）

電話番号 0465-35-5258

### 身体障害者手帳の診断書料の助成

身体障害者手帳の交付を受けるために必要な診断書の文書料を助成します。

照会先 福祉課☎85-7790

### 施設通所者の交通費の助成

福祉サービスなどの事業所に通う際の交通費を助成します。

照会先 福祉課☎85-7790

### 障がい福祉サービス

障害者手帳をお持ちの方や難病の方に、ヘルパーの利用やグループホームへの入居、就労へ向けた訓練など、必要なサービスを提供します。

照会先 福祉課☎85-7790



### 発達などが気になるお子さんを支援する制度

照会先 福祉課☎85-7790

### 障害児通所サービス

療育の必要なお子さんに、専門機関での必要な訓練などを提供します。

### 地域訓練会（なでしこ教室）

言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とそのお子さんを対象に、相談や訓練を行います。

開催日 月1回（原則第2金曜日）

場所 さくら館

### 児童言語訓練会（ことばの教室）

耳の聞こえや発音の気になるお子さんとその保護者の方に対し、専門家が個別に言語訓練を行います。

開催日 月4回（毎週水曜日）

場所 さくら館 湯本幼児学園

### 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象として、補聴器の購入・修理の費用の一部を助成します。

**プレママ・パパ  
（出産育児）教室**

日時	6月27日(水) 13時30分～16時
場所	さくら館
内容	お産や母乳育児についての話、赤ちゃんの沐浴実習
対象	これから母親、父親になる方
持ち物	母子健康手帳、筆記用具、エプロン
申込方法	6月20日(水)までに電話で申し込んでください。
申込・照会先	子育て支援課 ☎85-9595

**日本脳炎の予防接種は済んでいますか**

日本脳炎の予防接種は、過去に接種の機会が不十分だったため、標準的な対象者に加え、公費（無料接種）で接種できる対象が拡大されています。接種が済んでいない方は、この機会に接種しましょう。接種を希望する方は、取扱医療機関に申し込んでください。

**男女共同参画推進委員会  
委員を募集します！**

「はこね男女共同参画推進プラン」をともに推進してくださる方を募集しています。この計画は、男性と女性がお互いを尊重し、ともに支え合いながら、苦勞も成果も分かち合える男女共同参画社会を町において実現するためのものです。ぜひ委員にご応募いただき、貴重なご意見をお聞かせください。

詳細は、町ホームページを確認してください。

照会先 企画課 ☎85-9560

○標準的な対象者  
・3、4歳（1期）  
・小学4年生（2期）  
○特例対象の内容  
・平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方が、20歳になるまでの間  
・平成19年4月2日～21年10月1日生まれの方が、9歳～13歳未満の間に限り、定期接種1期の不足回数分

照会先 さくら館 ☎85-0800